

議第64号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、令和2年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	29,211,000	755,000	29,966,000
	長浜市	27,540,000	△ 315,000	27,225,000
	近江八幡市	2,570,000	954,000	3,524,000
	草津市	152,375,000	60,682,000	213,057,000
	甲賀市	3,290,000	△ 1,681,000	1,609,000
	湖南市	19,320,000	△ 1,881,000	17,439,000
	高島市	17,625,000	17,000,000	34,625,000
	東近江市	49,338,000	14,276,000	63,614,000
	米原市	3,510,000	8,190,000	11,700,000
	日野町	9,000,000	3,672,000	12,672,000
	竜王町	7,000,000	2,856,000	9,856,000
	愛荘町	6,860,000	1,669,000	8,529,000
	豊郷町	1,293,000	919,000	2,212,000
	甲良町	12,766,000	16,891,000	29,657,000
	多賀町	12,061,000	2,235,000	14,296,000
<b>計</b>	<b>388,959,000</b>	<b>126,222,000</b>	<b>515,181,000</b>	
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	1,250,000	△ 625,000	625,000
	長浜市	13,125,000	7,000,000	20,125,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	栗東市	17,200,000 <sup>円</sup>	3,500,000 <sup>円</sup>	20,700,000 <sup>円</sup>
	東近江市	39,000,000	7,517,000	46,517,000
	<b>計</b>	<b>70,575,000</b>	<b>17,392,000</b>	<b>87,967,000</b>
県営中山間地域総合整備事業	甲賀市	15,000,000	2,250,000	17,250,000
	東近江市	375,000	△ 114,000	261,000
	<b>計</b>	<b>15,375,000</b>	<b>2,136,000</b>	<b>17,511,000</b>
県営農村振興総合整備事業	長浜市	750,000	△ 152,000	598,000
	<b>計</b>	<b>750,000</b>	<b>△ 152,000</b>	<b>598,000</b>
県営農地防災事業	大津市	14,300,000	4,400,000	18,700,000
	彦根市	5,458,000	2,075,000	7,533,000
	長浜市	9,600,000	△ 9,490,000	110,000
	甲賀市	18,370,000	825,000	19,195,000
	高島市	21,120,000	12,100,000	33,220,000
	東近江市	1,252,000	△ 376,000	876,000
	日野町	305,000	△ 272,000	33,000
	竜王町	243,000	△ 216,000	27,000
	多賀町	12,075,000	4,592,000	16,667,000
	<b>計</b>	<b>86,973,000</b>	<b>13,638,000</b>	<b>100,611,000</b>

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和2年10月9日議決の「県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第149号）」の金額を改めようとするものである。